

長野県発達障がい者支援事業

保健・疾病対策課

1 概要

発達障がいと診断される人の数は増加しており、成人になって初めて発達障がいと気が付く事例もある。発達障がいへの対応は、早期の発見・診断及びその後の適切な支援への移行が重要であり、これら一連の対応が身近な地域で受けられる体制が必要となる。

しかしながら、市町村によって対応や体制にバラツキがあり、医療、福祉、教育等の支援関係者の連携も十分であるとは言えない状況にある。

そこで県では、発達障がいの早期発見・診断の体制を整えるとともに、支援に携わる人材の育成や支援関係者間の情報共有と連携体制の構築により、発達障がいのある方が乳幼児期から成人期まで全てのライフステージにおいて途切れのない一貫した支援が受けられる体制づくりを推進している。

2 事業内容

平成 23 年度の「発達障害者支援のあり方検討会」報告書を踏まえ、以下の 4 点を対策の柱とした「発達障がい者支援事業」を実施している。

対策の柱	事業内容
① 全般的な分野の体制、専門家の配置	長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業 分野や年代に拘わらずアドバイスや支援のガイドができる専門家を 10 圏域に配置
② 情報共有のための環境整備	市町村発達障がい者支援体制強化事業 圏域の障がい者総合支援センターに配置する市町村サポートコーチ（12 人）による情報共有ツールの普及
③ 専門的な支援技術の強化	発達障がい者支援センター事業 <ul style="list-style-type: none">サポート・マネージャー等を対象とした専門的研修ペアレント・メンターの養成・フォローアップ発達障がい支援のための資源ハンドブック作成（3 年に一度、内容を更新し発行） 発達障がい者支援体制整備事業 発達障がい者支援対策協議会を開催し、発達障がいの特性を踏まえたアセスメントや支援手法の普及について検討
④ 発達障がい診療体制の整備	発達障がい診療地域ネットワーク整備事業 圏域ごとに発達障がい診療地域ネットワーク会議を開催し、地域ごとの診療ネットワークの構築を図る 発達障がい診療医研修 発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、医療従事者等に対して研修を実施し、どの地域においても一定水準の対応を可能とすることを目指す